

一般財団法人大阪府タウン管理財団 大阪北摂霊園使用規程

(昭和48年8月1日制定)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪府タウン管理財団大阪北摂霊園の設置、管理及び使用について墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大阪北摂霊園
- (2) 位置 大阪府豊能郡豊能町高山
箕面市大字粟生間谷 地内
茨木市大字泉原

(墓域の種類)

第3条 大阪北摂霊園（以下「霊園」という。）内の墓域の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般墓域（平坦な地に墓所等を配した墓域をいう。）
- (2) 芝生墓域（芝生地に墓所等を配した墓域をいう。）
- (3) 階段墓域（階段状の地に墓所等を配した墓域をいう。）

(管理者)

第4条 霊園の管理は、一般財団法人大阪府タウン管理財団理事長（以下「理事長」という。）がこれを行う。

第2章 霊園の管理及び使用

(使用者の資格)

第5条 墓所を使用することができる者は、祭祀を主宰する者のほか、理事長においてやむを得ない事由があると認める者でなければならない。

(使用の許可)

第6条 墓所を使用しようとする者は、この規程の定めるところにより、理事

長の許可を受けなければならない。

2 墓所の使用許可を受けた者は、使用权を第三者に転貸又は譲渡してはならない。

(使用の目的)

第7条 墓所は、墳墓の設置、焼骨及びこれに準ずるものの埋蔵の目的以外に使用してはならない。

(公募及び選考)

第8条 理事長は、墓所を使用させようとするときは、霊園の名称、墓域の種類、墓所の数、その他理事長が別に定める事項を公示して、使用しようとする者を募集する。

2 理事長は、公募の結果、1ヵ所の墓所に複数の使用申込者があったときは、抽選により使用者を決定する。

3 理事長は、霊園の管理上その他特別の理由により、必要があると認めるときは、抽選によらないで、他の公正な方法で選考して、使用者を決定することができる。

(使用の制限等)

第9条 理事長は、墓所の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）並びに墓碑その他の設備工事をしようとする者に対し、その維持管理上必要があると認めるときは、その使用又は施工に関し必要な制限をし、又は条件をつけ、若しくは措置をさせることができる。

(使用場所及び面積の制限)

第10条 墓所1区画の面積は、30平方メートル以内とする。ただし、理事長が管理運営上その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 墓所の使用は、使用者1人につき1区画とする。

(使用权の承継)

第11条 墓所の使用权は、当該墓所の使用許可を受けた者の死亡その他の事由により当該使用許可を受けた者に代わって祭祀を主宰する者が理事長の承認を得て承継することができる。

2 前項の規定により承認を受けようとする者は、原因発生後速やかに理事長に申請しなければならない。

(改葬又は移転)

第 12 条 理事長は、霊園の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用場所について改葬又は所在物件を移転させることができる。

2 前項の規定により改葬又は所在物件を移転させようとするときは、その旨を予告し、理事長は、替地及び改葬又は移転に係る損失を補償する。

(使用場所の返還)

第 13 条 使用者は、使用場所の全部又は一部が不要になったときは、直ちに理事長に届け出て、その場所を原状に復し、返還しなければならない。ただし、理事長の承認を得たときは、現状のままこれを返還することができる。

(使用許可の取消)

第 14 条 使用者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 許可を受けた日から 3 年以内に墓碑等の設備工事を施工しないとき。
- (3) 2 年間管理料を納めないとき。
- (4) 使用者が使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) その他法令又はこの規程に違反したとき。

2 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、その場所を原状に復し、返還しなければならない。

3 使用者が前項の措置を行わなかったときは、理事長においてこれを行い、その費用は、使用者又はそれに代わる者が負担するものとする。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の消滅)

第 15 条 使用者が次の各号の一に該当するときは、使用権は消滅する。

- (1) 使用者が死亡した日から起算し 5 年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり 7 年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
- (3) 使用者である法人が解散したとき。

(無縁墓所の改葬)

第 16 条 理事長は、第 14 条の規定により使用許可を取り消したとき、及び前条の規定により使用権が消滅したときは、無縁と認めた墓所を一定の場所に

改葬することができる。

- 2 前項の規定による墓所の改葬以前にその場所を従前の使用者の親族又は縁故者が使用しようとするときは、理事長は、これを許可することができる。

(使用料)

第 17 条 墓所を使用しようとする者は、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。

(管理料)

第 18 条 使用者は、霊園の清掃その他維持管理に要する経費（以下「管理料」という。）として年払管理料（口座振替）、短期管理料又は長期管理料のいずれかを納付しなければならない。

- 2 前項の短期管理料及び長期管理料の額は、別表第 2 に定めるところによる。
- 3 第 1 項の年払管理料（口座振替）は、年度ごとに当該年度分を理事長が指定した期日までに口座振替により納付するものとする。なお、口座振替の方法については、理事長が別に定めるものとする。
- 4 第 1 項の短期管理料は 5 ヶ年分を、長期管理料は 20 ヶ年分を前納するものとする。

(使用許可証の交付等)

第 19 条 理事長は、第 17 条に規定する使用料及び前条第 1 項に規定する短期管理料又は長期管理料を納付した者には、使用許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

- 2 墓所の使用権を承継した者又は許可証を紛失した者は、理事長が別に定める手数料を納付し、許可証の書替え又は再交付を受けなければならない。

(使用料及び管理料の改定)

第 20 条 第 17 条に定める使用料及び第 18 条に定める管理料(以下「使用料等」という。)の改定を必要とするときは、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により管理料を改定したときは、理事長は、使用者に通知するものとする。

第 3 章 雑 則

(使用料等の減免)

第 21 条 災害その他特別の事由により理事長が必要と認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の還付)

第 22 条 既納の使用料等は還付しない。ただし、第 13 条の規定により使用場所の全部を返還した場合に限り、既納の使用料を次により還付するものとする。

区分	還付額	
未使用	使用期間が 10 年未満	既納使用料の 3 分の 2 の額
	使用期間が 20 年未満	既納使用料の 3 分の 1 の額
既使用	使用期間が 10 年未満	既納使用料の 3 分の 1 の額
	使用期間が 20 年未満	既納使用料の 6 分の 1 の額
備考 未使用とは、使用場所に石碑、墓標、礼拝施設を設けていなかった場合をいう。		

- 2 前項による返還があった場合、当該使用場所に係る既納の管理料のうち、未経過の期間（ただし、1 年未満は切り捨てるものとする。）分を、また、巻石料については、使用期間に応じ理事長が認めた額を還付するものとする。
- 3 第 1 項ただし書きのうち、未使用の墓所使用者が使用場所返還時に募集中の墓所を申し込み、使用許可を受ける場合は、第 1 項の既納使用料は還付せず、先に納付した使用料の 10 分の 9 相当額を新たに使用許可を受けようとする使用場所の使用料に充当するものとする。
- 4 前項の規定により、募集中の墓所を申し込み、使用許可を受ける場合は、既納の管理料については、未経過の期間分（ただし、1 年未満は切り捨てるものとする。）を、また、巻石料については、使用期間に応じ理事長が認めた額を新たに使用許可を受けようとする使用場所の管理料及び巻石料に充当することができるものとする。

(臨時使用の許可)

第 23 条 使用者等が必要により霊園内を臨時使用しようとするときは、理事長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の使用期間は、1 ヶ月を超えないものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 使用者等は前項の使用期間が満了したとき、又は期間中に使用を中止した

ときは、速やかに使用した場所を原状に復して返還しなければならない。

4 使用者等が前項の措置を行わなかったときは、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(天災等による事故の責任)

第 24 条 天災等不可抗力による損害については、理事長はその責任を負わないものとする。

(禁止行為)

第 25 条 霊園内においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が禁止する行為。

(法事集会室の使用)

第 26 条 法事集会室を使用する者は、理事長が別に定める使用料を納付しなければならない。

(委任)

第 27 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 48 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 50 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行し、第 3 回使用者募集時（昭和 50 年 5 月 12 日）から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 51 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行し、第 18 条、第 19 条第 1 項及び別表第 2 の改正規定は、昭和 63 年度募集から適用する。

(経過措置)

2 昭和 63 年 4 月 30 日までに使用許可のあった者については、改正前の規程第 18 条を適用し、平成 2 年 3 月 31 日まで改正前の規程第 18 条第 4 項に定める年間管理料から永代管理料に変更することができるものとする。

3 前項の場合の永代管理料の額は、別に定めるものとする。

4 第 13 条の規程により使用場所を返還した者のうち、永代管理料を納入しているものについては、なお、従前の例により、永代管理料としての起算日に遡及して年間管理料に準じて精算し、残額が生じた場合は、これを還付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別 表 1
使 用 料

使用場所	単位	金額
一般墓域 階段墓域	1 m ² につき	484,000 円以内で 理事長が定める額
芝生墓域		393,000 円以内で 理事長が定める額

別 表 2
管 理 料

区分	使用場所	単位	金額
年払管理料 (口座振替)	一般墓域 階段墓域	1 m ² につき	1 年 2,600 円以内で 理事長が定める額
	芝生墓域		1 年 5,200 円以内で 理事長が定める額
短期管理料 長期管理料			